(2)　商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(3)　最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(4)　提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ロ　取得対象子会社に関する子会社取得の目的

ハ　取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

第七号様式記載上の注意㉚を次のように改める。

㉚　主要な経営指標等の推移

最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

ただし、「第二部　企業情報」の「第６　経理の状況」の「１　財務書類」において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、最近３連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近３事業年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

第七号様式記載上の注意㊸ｂ中「を掲げること。」の次に「ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近３事業年度の財務書類（附属明細表については最近１事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。」を加え、「ただし、四半期報告書」を「また、四半期報告書」に改める。

第七号様式記載上の注意㊺を次のように改める。

㊺　最近の財務書類

最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

ただし、第二部において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。

第九号様式記載上の注意(2)を次のように改める。

(2)　「第６　経理の状況」の「４　最近の財務書類」については、最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち「１　財務書類」に記載したもの以外のものを、第七号様式記載上の注意㊸に準じて掲げること。

ただし、「１　財務書類」において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。

第十一号様式記載上の注意(5)を次のように改める。

(5)　発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している有価証券の種類が社債券であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十一号の二様式記載上の注意(2)を次のように改める。

(2)　発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十一号の三様式記載上の注意(3)中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)の次に次のように加える。

(d)　発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

第十一号様式記載上の注意(3)ｃを次のように改める。

ｃ　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第十一号様式記載上の注意(4)ｂに次のように加える。

(d)　今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十四号様式記載上の注意(5)を次のように改める。

(5)　発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。